

## 資料提供

令和7年12月16日



担当課	人事委員会事務局
担当者	山口
電話	(073) 435-1371
内線	3754

## 令和7年度和歌山市職員（学芸員）採用試験の実施について

和歌山市人事委員会では、次のとおり職員採用試験を実施します。

和歌山城整備企画課、博物館等で学芸員として働きたいという意欲のある方のご応募をお待ちしています！

### 1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
学芸員〔日本近世史（近世城郭、近世古文書、近世美術工芸等）〕	1人

### 2 受験案内の配布場所

和歌山市人事委員会事務局（朝日ビルディング2階）

和歌山市役所総合案内（本庁1階）

※ 和歌山市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1001150/1006900/1002972.html>

### 3 受験申込みの受付（電子申込）

令和7年12月22日（月）から令和8年1月14日（水）まで

### 4 第1次試験日

令和8年1月25日（日）

### 5 最終合格発表

令和8年2月下旬

### 6 その他

（1）受験資格、申込方法等の詳細は、別添の受験案内をご覧ください。

（2）諸事情により、試験日程等に変更がある場合は、和歌山市ホームページでお知らせします。



# 令和7年度(2025年度) 和歌山市職員(学芸員)採用試験 受験案内(第3回追加分)

和歌山市人事委員会

- 申込期間 令和7年12月22日(月)から令和8年1月14日(水)まで
- 第1次試験日 令和8年1月25日(日)
- 第1次試験会場 和歌山市役所(和歌山市七番丁23番地)又は周辺会場

## 1 試験区分・採用予定人員・職務内容

### ◆令和8年4月1日採用予定

試験区分	採用予定人員	職務内容
学芸員〔日本近世史（近世城郭、近世古文書、近世美術工芸等）〕	1人	和歌山城整備企画課、博物館等で、主に展示企画、調査研究・成果発表、資料の収集・保管等の専門行政事務に従事します。

※ 採用予定人員は予定であり、変更される場合があります。

※ 日本国籍を有しない方は、採用後担当できる業務に制限があります。

## 2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす方。

### （1）次の受験資格に該当する方

受験資格（年齢）	受験資格（その他）
平成2年4月2日以降に生まれた方	次のアからウまでを満たす方 ア 博物館法に規定する学芸員資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得見込みの方 イ 近世城郭、近世古文書、近世美術工芸等を対象とする日本近世史の分野についての専門知識を有している方で、当該分野に関する研究論文（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含む。）を1編以上発表（発表準備中を含む。）している方 ウ 大学を卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方

※ 「大学」とは、学校教育法に基づく学校をいいます。

### （2）次のいずれかに該当する方

- ア 日本国籍を有する方
- イ 出入国管理及び難民認定法に規定する永住者（令和8年3月31日までに取得見込みの方を含む。）
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者（令和8年3月31日までに取得見込みの方を含む。）

### （3）次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 3 試験種目(配点)・試験内容

	試験種目(配点)	試験内容
第1次試験	能力検査(100)	基礎能力検査(SCOA)。60分・択一式で行われる筆記試験。大卒程度の内容。出題分野は、言語(文章読解能力)、数理(数的能力)、論理(論理的思考能力)、常識(人文・社会、自然に関する一般知識)及び英語(基礎英語)。
第2次試験	第1次試験結果(50)	第1次試験の総合得点を50点満点に換算します。
	論文試験(30)	90分・1200字以内で行われる一定のテーマによる論文試験。
	口述試験(120)	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接。
	適性検査	性格等に関する適性検査。口述試験の資料として使用します。

※ 数字は、その試験種目の配点を表しています。

### 4 試験日時・合格発表等

#### (1) 試験日時等

	試験日・集合時間	試験会場	試験種目	合格発表時期 発表方法
第1次試験	令和8年1月25日(日) 12時45分集合 (午後5時頃終了予定)	和歌山市役所(和歌山市 七番丁23番地)又は周辺会場	能力検査 適性検査 論文試験	令和8年1月下旬 ①合格者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示
第2次試験	令和8年2月12日(木) 又は2月13日(金)のどちらか1日		口述試験	令和8年2月下旬 ①合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知 ②市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示

- ※ 第1次試験については、試験開始後30分間に限り、遅刻が認められます。
- ※ 第1次試験日に実施する適性検査及び論文試験は第2次試験種目のものです。
- ※ 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合があります。
- ※ 第2次試験の日時については、第1次試験の合格通知でお知らせします。
- (2) 合格者は総合得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目において当人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがあります。
- また、同点者は同順位としますが、最終合格者の決定において合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定します。
- ※ 能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すよう、標準偏差等を用いて算出したものです。
- (3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から一定期間合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。また、合否に関する電話による問合せには応じられません。

## 5 受験申込み

インターネット（電子申込）により申し込んでください。

※ 提供された個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

申込方法	下記URL又はQRコードから申し込んでください。 <a href="https://logoform.jp/f/jRk8l">https://logoform.jp/f/jRk8l</a>	
申込期間	令和7年12月22日（月）から令和8年1月14日（水）まで	
入力事項 ※事前に内容を準備して入力画面に進んでください。	・試験区分 ・氏名、住所（現住所・通知先住所）、電話番号、生年月日、メールアドレス ・顔写真（jpg ファイル） (証明写真と同等の鮮明な画質で無加工の写真（直近6か月以内に撮影したもので上半身・正面のもの）を準備してください。スマートフォン等で撮影したものを使用する場合は、縦4：横3程度のサイズで背景は無地としてください。) ・最終学歴	
受験票の発行	受験票については、後日電子メールで連絡しますので、各自ダウンロード・印刷し、第1次試験当日に持参してください。 ※ 令和8年1月16日（金）を過ぎてもメールが届かないときは、至急、当人事委員会事務局へ連絡してください。	

※ 申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はありません。

※ 申込期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。

※ 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は申込みができていませんので、ご注意ください。

※ 「city.wakayama.lg.jp」「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」のドメインから送付される電子メールを受信できるようにしてください。

※ 使用されるパソコンや通信回線による障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 第1次試験申込後の提出書類について

### （1）提出書類

#### ア 履歴書（面接カード）

受験票送付時に様式を送りますので、各自プリントアウトし、添付の説明書をよく読み、手書きで記入のうえ、提出してください。

#### イ 研究論文

近世城郭、近世古文書、近世美術工芸等を対象とする日本近世史の分野に関する研究論文（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文（発表準備中でも可）を含む。）の写しを提出してください。

#### ウ 資格証の写し

既に学芸員の資格を有している場合は、A4サイズにコピーしたものを提出してください。

## (2) 提出方法

第1次試験受験時に試験会場で提出してください。

※ 第1次試験会場については、送付される地図を参照してください。

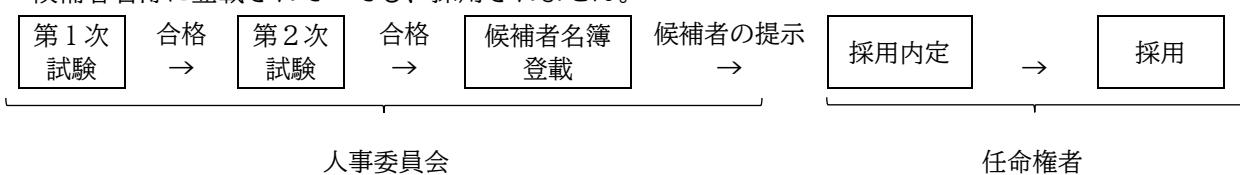
## 7 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度を実施しています。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載します。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、2人の予定です。ただし、当人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。
  - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
  - イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合
  - ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は最終合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知します。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されるとが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された方が残っていても、同日をもってその名簿は失効し、採用されることはありません。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

## 8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定します。
- (2) 採用は、令和8年4月1日の予定です。なお、資格取得見込みの方については、資格取得後の採用となるため、令和8年4月2日以降となる場合があります。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合、資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用されません。



人事委員会

任命権者

## 9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、情報提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、提供場所（和歌山市人事委員会事務局（和歌山市七番丁17番地））に直接お越しください。なお、電話、郵便等による提供はできません。

提供を求めることができる方	提供内容	提供期間
第1次試験 第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間
第2次試験 第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験、第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 試験に関する問合せ

和歌山市人事委員会事務局（日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 12月27日（土）から1月4日（日）までは、年末年始休業のため対応できません。

TEL 073-435-1371（直通）、073-432-0001（代表）内線3755・3756

※ 試験当日は、やむを得ない急用を除き、原則として電話の取次ぎはできません。

郵便等送付先 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地（所在地とは異なります。ご注意ください。）



※ 荒天時の対応について

台風・自然災害等の気象条件等の事情により試験の延期や開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、試験実施日の午前9時頃に和歌山市人事委員会公式X（旧ツイッター）やメールでお知らせします。



和歌山市人事委員会公式X（旧ツイッター）

# 任命権者からのお知らせ

和歌山市は移住・定住の取組を進めており、市内に居住している方又は居住予定の方を求めていきます。

## ●給与等

- 1 令和7年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりです。

試験区分	初任給
学芸員	231,000円

※ 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算されます。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮されます。詳しくは、お問い合わせください。

- 2 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給されます。
- 3 採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになります。

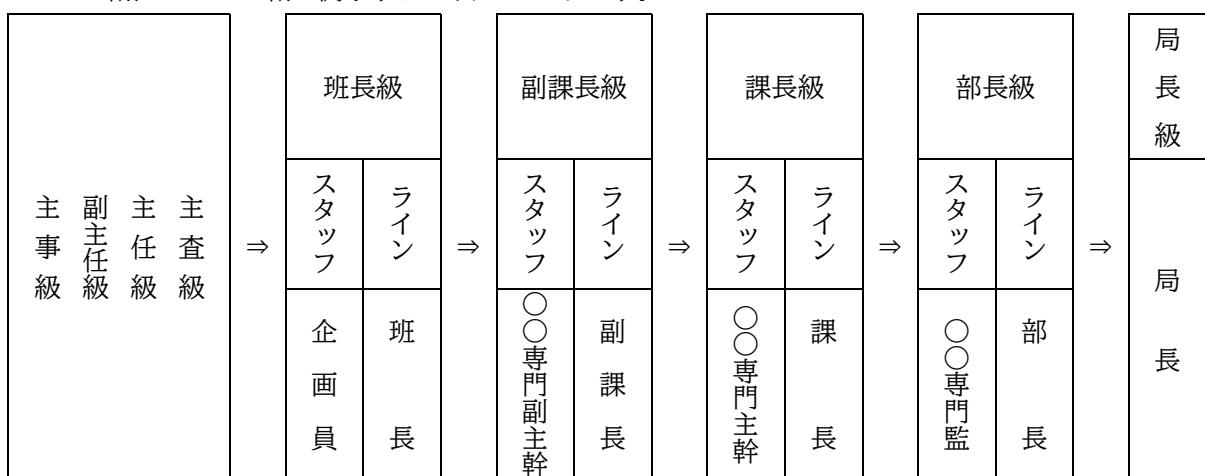
## ●日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限があります。

- 1 公権力の行使に該当する業務は担当できません。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりです。
- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- (2) 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- 2 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできません。

公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当します。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能です。

ライン職、スタッフ職を例示すれば次のとおりです。



## ●問合せ先

この「任命権者からのお知らせ」に関する事項は、次へ問い合わせてください。

和歌山市総務局総務部人事課 (直通) 073-435-1019